

1 概要

- (1) 内政では、新憲法制定に向けた国民投票などにかかる憲法改正条項改正法の公布が行われたほか、ピネェラ大統領により新憲法制定に向けた国民投票実施の発表が行われた。ピネェラ大統領に対する弾劾決議案は、議会で棄却された。治安については、暴動事案は減少しているが、引き続き散発的に全国各地で抗議活動が行われ、警官隊との間で衝突が生じた。
- (2) 外交では、リベラ外相がメルコスール首脳会談に参加するためブラジルを、そして、COP25の枠組みでスペインを訪問し、カルボ・スペイン副首相と会談したほか、バルディビア外務次官はアルゼンチンを訪問し、大統領交代式に代理出席した。また、国連人権高等弁務官事務所によるチリ人権状況に関する報告書が発表され、今次チリ社会危機において警察当局による不適切な虐待や武器の使用等が認められた。

2 内政

(1) 貧困世帯に対する一時給付金支給発表：大統領府プレスリリース

3日、ピネェラ大統領は、暴動後の社会政策の一環として、最も脆弱な130万世帯に対して一時給付金の支給（世帯平均10万ペソ）を行う旨を発表した。同発表には、パラシオス経済・振興・観光大臣が同席した。

同計画は、政府が発表してきた基礎連帯年金の50%引上げ、最低賃金の保証、健康保険改善、医薬品値下げ、光熱費・水道料金及び公共交通機関の凍結または引下げといった一連の社会政策を補完する。

(2) 新憲法制定手続に関する専門諮問委員会の報告書発表：報道

11月15日に憲法改正に向けた与野党間の合意文書「平和及び新憲法に向けた合意」に署名した各政党代表者の委任を受けた14名の専門家によって構成される専門諮問委員会は、6日、新憲法制定手続に関する報告書を議会に提出した。同報告書に基づき、議会において憲法改正条項改正法案が審議された（下記（7）参照）。同報告書の概要は以下のとおり。

●新憲法制定手続の詳細

ア 国民投票日程：2020年4月26日

イ 質問内容：①新憲法制定を希望するか否か、②新憲法を起草する組織として、制憲混合代表者会議または制憲代表者会議のどちらを希望するか。

ウ 上記代表者会議に選出された代表者に対する報酬：50UTM（約250万ペソ）

エ 選挙不参加者に対する罰金：0.5～3UTM（約2,500～15万ペソ）

オ 制憲混合代表者会議は特別に選出された議員及び国民代表半数ずつの172名で構成される、制憲代表者会議は全て特別に選出された国民代表155名で構成。

●国際条約の尊重

新憲法は、チリの特性、民主主義体制、司法判例及びこれまでに批准された現行の国際条約を尊重しなければならない。

●代表者会議の手続きにおける必要票数

ア 代表者会議が起草する新憲法の各条項は代表者全体の2/3の票を得て承認される。

イ 代表者会議の運営に関する規範及び規則も同様に全体の2/3の票を得て承認される。

ウ 代表者会議の議長及び副議長は全体の過半数の票により選出される。

●代表者会議構成員候補者の要件

組合及び社団の幹部も立候補の時点で同職を辞していれば立候補できることを除き、すでに法律で規定されている下院議員の立候補者の要件と同じ。

(3) 国内の大規模抗議活動に関する世論調査結果：報道

10日付当地「ラ・テルセラ」紙（第10面）は、11月22～26日の間に全国18歳以上の男女1,000名に対して民間調査機関（Espacio Publico 及び Ipsos）が合同で行った今次大規模抗議活動に関する世論調査について報じた。

同調査において、50%が現在の指導者に欠如しているのは「共感 (empatia) とチリ国民の苦しみに対する理解」と回答した。現状の打開策として、51%が年金改革、38%が最低賃金の引上げ、28%が医療改革、と回答した。

年齢層別にみると、若年層は、今次抗議活動をより強く支持している一方で、50歳以上の年齢層は、恐怖をより強く感じ、抗議活動に対してより悲観的で、警察軍（カラビネロス）の行動に対してより批判が少なかった。治安維持への軍の動員には、45%が恐怖の感情を抱き、特にその影響を受けた層は、女性（50%）、北部地域の住民（54%）及び15～29歳の人々（53%）であった。カラビネロスの行動に関しては、女性のほうが男性よりも批判的であった。

(4) チャドウィック前内務・治安大臣に対する弾劾成立：報道

11日、上院においてチャドウィック前内務・治安大臣に対して提出されていた弾劾決議案の投票が行われ、賛成23票、反対18票（注：全ての与党の出席議員が反対票を投じた。）で同弾劾決議案は可決された。これをもって「チャ」前内務・治安大臣は今後5年間公職に就くことができなくなる。

(5) ピニェラ大統領に対する弾劾決議案棄却：報道

12日午後、下院においてピニェラ大統領に対して提出されていた弾劾決議案の「事前疑義 (cuestion previa)」（当館注：弾劾決議案が憲法に規定された要件を満たさないとして弾劾対象者から提起することができる。）採決が行われ、可決79票、否決73票で「事前疑義」が認められ、同弾劾決議案は棄却された。同棄却をもって、同決議案は提出されなかったこととされる。

(6) チリ陸軍に対するサイバー攻撃事案：陸軍プレスリリース及び報道

13日、チリ陸軍に対してサイバー攻撃が行われ、関係者6名のメール・アカウント内の情報がソーシャルメディアに漏洩したことを受け、翌14日、陸軍は以下のとおりプレスリリースを発表した。

13日17:35頃、サイバー犯罪組織が、6名の陸軍関係者のメール・アカウント内の情報をツイッターに漏洩させた。同事案を受け、陸軍は、セキュリティー・プロトコルに則り、今後のさ

らなる被害を防ぐための技術的な措置を講じ、現在も引き続き取り組んでいる。

(7) 新憲法制定に向けた国民投票などにかかる憲法改正条項改正法の公布

23日、ピニェラ大統領は、新憲法制定に向けた2020年4月の国民投票の実施にかかる憲法改正条項改正法を公布した。同法公布の発表には、モレル大統領夫人、リカルド・ラゴス元大統領、ブリト最高裁判所長官、フローレス下院議長ほかが同席した。

同憲法改正により、2020年4月26日(日)の国民投票実施及び質問内容などの新憲法制定に向けた手続が確立される。同法案の内容は以下のとおり。

ア 2020年4月26日の国民投票実施及び2つの質問事項(①新憲法制定を希望するか否か、②新憲法の起草を行う組織として、制憲代表者会議(選出された国民代表で構成)または制憲混合代表者会議(選出された国会議員と国民代表で構成)のどちらを希望するか)。

イ 制憲代表者会議及び制憲混合代表者会議の構成人数:それぞれ155名及び172名(内半数86名は国会議員から選出)

ウ 新憲法承認にかかる国民投票の実施

(8) ピニェラ大統領による新憲法制定に向けた国民投票実施の発表:大統領府プレスリリース

27日、「ピ」大統領は、新憲法制定に向けた2020年4月26日の国民投票実施にかかる大統領令に署名し、国民に参加を呼びかけた。モネダ宮殿で行われた同発表の会合には、ブルメル内務・治安大臣、ウアード大統領府長官、ルビラール内閣官房長官が同席した。

(9) 治安・社会情勢

今次社会危機にともなう重大な暴動事案は全般的に減少したが、引き続き全国各地で抗議活動が行われており、抗議参加者と警察隊との衝突や一部の暴徒集団による放火・略奪事案が発生した。世界人権デーである10日、全国で大規模な抗議活動が行われ、サンティアゴ市のイタリア広場では約2万人が参集した。平和裡に行われものの、警官隊が放水や催涙ガスで参加させ、その際に一部の参加者に催涙弾が直撃する事態が起きた。13日、約2万人がイタリア広場で抗議集会を開催したが、毎週金曜日の夕刻に同広場で抗議集会が行われることが恒例となっている。

3 外交

(1) チリ政府要人の外国訪問

ア. リベラ外相のブラジル訪問

5日、メルコスール首脳会談に参加するためブラジルのベント・ゴンサルベス市を訪れたリベラ外相は、ロンガリク・ボリビア外相と会談し、10月20日に実施され不正が認められた大統領選挙後の国内情勢及び、ボリビア議会における新選挙に向けた各政党との合意などについて報告を受けた。

イ. バルディビア外務次官のアルゼンチン訪問

10日、バルディビア外務次官は、チリ政府を代表して大統領交代式へ参加し、フェルナンデス新大統領及びフェリペ・ソラー外相に対し、ピニェラ大統領及びリベラ外相からのメッセージを伝達した。

ウ. リベラ外相のスペイン訪問

10日、リベラ外相はマドリードで開催されたCOP25の枠組みでカルメン・カルボ・カルボ副首相と会談し、チリの同サミット開催中止発表後、開催を引き受けたスペイン政府への感謝の意を表明したほか、会談に先立ちCEOE（スペイン企業連盟）とも会合し、チリにおける抗議活動の主要因及び、国民の要求に応えるためピニェラ政府が取り組んでいる大規模な社会政策について説明した。またリベラ外相は、本会合においてチリ国内の各政党が合意に達した「社会平和と新憲法への合意」を強調し、チリが自由貿易を促進し続けることを強調した。

（２）ピニェラ大統領のアルゼンチン訪問中止

10日、ピニェラ大統領は、同日0時41分に消息不明が宣言されたチリ空軍機C-130関連の対応のため、アルゼンチン訪問の中止を発表した。

（３）ベネズエラに居住するチリ国民に対する帰国支援

14日、第9次希望計画により88名のチリ国民がチリ空軍機でベネズエラから帰国した。今次計画によりベネズエラから帰国したチリ国民の合計は999名となった。

（４）国連人権高等弁務官事務所によるチリ人権状況に関する報告書概要及び関連報道

13日、国連人権高等弁務官事務所はチリの人権状況に関する報告書を発表したところポイント以下のとおり。

【ポイント】

●報告書は（人権侵害の存在を裏付けるデータとして）10月18日以降の社会危機における抗議活動参加者の拘束は警察の専断で行われており、かつ拘束された人々に対する警察による拷問、虐待が113件発生しており、かつ未成年を含む女性（及び男性）への性暴力が24件発生している旨報告した。

●報告書は、収集した情報から警察が平和的抗議者と暴徒の区別にはたびたび失敗していたことが明らかになった、としている。

●報告書は、12月10日までに2,792名の警察官を含む4,903名が負傷したとするチリ司法省の統計を引用しているが、別の情報源では負傷者の数はより多いとされている。報告書では、非暴力的な平和的抗議活動において、特に暴動制圧用ショットガンに代表される非致死性武器の過度な使用があったことを指摘する。

●上記指摘を裏付けるデータとして、（負傷者の中で）目や顔にけがをした人の数が非常に多い（350名）ことは、けがのリスクを最小限に抑えるという国際基準に反して非致死性武器が不適切かつ無差別に使用されていると考える強力な根拠となる、と述べている。

（５）リベラ外相とソラー・アルゼンチン外相の電話会談

23日、リベラ外相はソラー・アルゼンチン外相と電話会談を実施し、フェルナンデス・アルゼンチン大統領がテレビ番組内で行ったチリの国内情勢に関するコメントに対する驚きを表明し、他国内政への口出しを控えるよう伝達した。